

川崎市青少年育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における青少年団体及び青少年関係団体の交流を図るとともに、川崎市から委託された青少年施策を、市民が主体となって積極的に推進することを目的として、川崎市青少年育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、主に次の事業を実施する。

- (1) 川崎市における青少年団体及び青少年関係団体の交流
- (2) 川崎市から委託された青少年施策に関する事業

(組織)

第3条 委員会は、次の青少年団体及び青少年関係団体の関係者により構成する。

- (1) 川崎市子ども会連盟
- (2) ガールスカウト川崎市連絡会
- (3) 日本ボーイスカウト川崎地区協議会
- (4) 川崎海洋少年団
- (5) 川崎市PTA連絡協議会
- (6) 川崎市青少年指導員連絡協議会

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名、会計1名及び会計

監査1名を置く。

2 委員長、副委員長、会計及び会計監査の選出は、委員の互選とする。

(役員職務)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は委員会の会計事務を処理する。

4 会計監査は経理を監査し、その結果を報告する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員会が必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第8条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(実行委員会等の設置)

第9条 委員会は、事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて関係者による実行委員会等を設置することができる。

2 実行委員会等の委員長は委員会の委員をもって充てる。ただし、青少年フェスティバル実行委員会の実行委員長等は実行委員会委員の互選による。

(経費)

第10条 委員会の経費は、川崎市からの委託料その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局を川崎市こども未来局青少年支援室に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の承認を得て委員長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成9年4月18日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年6月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。